国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年11月10日
大　阪　航　空　局

第一航空株式会社に対する
業務改善勧告及び安全統括管理者の職務に関する警告について

第一航空株式会社において、運航業務及び整備業務に係る不適切な行為が認められました。大阪航空局は、本日付で同社に対して別添のとおり業務改善勧告を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和8年 12 月 1 日までに報告するよう指示しました。併せて、同社に対し、安全統括管理者の職務についても改善措置を求めるための警告を行いました。

1. 事案の概要

令和8年7月 12 日、同社所属のバイキング式 DHC-6-400 型（JA201D）の那覇空港から石垣空港への空輸時に行われた機長による飛行前点検において、気象レーダーの不具合が発見されたにもかかわらず、機長と確認整備士の協議において、これを一時的な不具合と考え、確認整備士は必要な整備処置を行わず、また機長は適切な出発前の確認を行わずに同機を運航したほか、翌 13 日においても、機長及び確認整備士は同不具合が継続していることを認識していながら、石垣空港と波照間空港間の往復の運航を行いました。

本事案については、航空法第16条第１項（整備及び改造の義務）、第58条第２項（航空日誌への記載）及び第73条の２（出発前の確認）並びに同法第104条第１項の規定により定めた運航規程・整備規程に違反するもので、違反行為及び個人的な悪質性が認められることから、同社に対し業務改善勧告（下記参照）を行うとともに、安全管理システムも機能していないと認められることから、安全管理体制の再構築に関して同社安全統括管理者の職務に関する改善措置の実施について警告を行いました。

（業務改善勧告の内容）

○ 安全意識の再徹底及びコンプライアンス教育の実施
○ 安全管理体制の再構築
○ 事業機の健全性確認

大阪航空局では、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行ってまいります。

2. 添付資料

第一航空株式会社に対する業務改善勧告の文書及び警告書

《 問い合わせ先 》
大阪航空局　安全統括室
統括事業安全監督官 近藤、運航課長 藤崎、先任整備審査官 守岡
電話:06-6937-2780/2771（直通）